

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

項目	3分野共通
1 本指針の目的	認定日本語教育機関が、認定を受けようとする各教育課程が目指す日本語能力を習得できるようにするために必要な教育内容、到達レベル、評価方法等を明確化することで教育の水準を確保する。 本指針は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和5年文部科学省令第39号）、認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号。以下「認定基準」という。）その他関係法令に基づき、認定日本語教育機関が教育課程を編成する際の拠り所として、認定基準第16条第1項に規定する、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する事項を示すことを目的としている。
2 考え方	認定日本語教育機関は、教育課程の編成に当たって本指針で示された事項に基づき、対象とする分野の特性を踏まえ、「日本語教育の参照枠（報告）」Ⅰ（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）（以下「日本語教育の参照枠」という。）並びに別表「言語活動ごとの目標」（以下「別表」という。）を参照しながら、目的及び到達目標、学習目標に対応した教育内容を適切かつ体系的に定め、目標とする日本語能力を習得できるよう授業を設計、実施する。
3 留意点	本指針は、各機関における教育内容の多様性を尊重しつつ、各機関が認定日本語教育機関として、責任をもって質の高い日本語教育に取り組む枠組みを構築することにより、教育の質保証を目指すものである。したがって、それぞれの分野における地域や現場のニーズ、各機関の独自性が教育課程に反映されることを阻害するものではない。 本指針は、認定日本語教育機関が実施する学習項目等の個別の言語要素や指導方法を規定するためのものではない。それぞれの機関が、本指針を土台とし、自ら掲げる教育理念や教育課程の目的及び目標に基づき、発展的かつ創造的に教育内容を計画、実施し、学習者（生徒）が習得を目指している到達レベルまで見通しを持って学べるように支援し、学習者（生徒）への評価を適切に行うことが重要である。さらに、教育の実施に際し、機関の理念等とともに、学習者（生徒）に求める日本語能力、選考に当たっての基準を明示し、適切に入学者の選考を行うことが求められる。 各機関においては、教育課程の編成及び教育内容の実施に当たって、教員及び学習者（生徒）の負担に配慮し、学習時間の配分等について過度に負担となるような教育内容にならないよう留意する。 各機関においては体系性を維持した教育課程になるよう留意するとともに、教育の質の維持向上を目指して、教育課程の実施状況を点検、評価し、見直しや改善を図ることが求められる。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

項目	3分野共通
4 認定基準に基づく確認事項	以下は、認定基準に基づいて教育課程の内容を確認する際に必要となる事項である。 ○ 教育課程の目的及び目標が規定されていること。 ○ 修業期間等、教育課程の時間的な枠組みが規定されていること。 ○ 教育課程の内容に関すること、授業の方法等が規定されていること。 ○ 教育課程の修了要件が定められていること。 ※ 対象となる学習者（生徒）と、その対象にどのような日本語教育を実施することを目的とするかを規定し、日本語能力の水準など適切な目標を設定する。 ※ 教育課程の目的及び目標に応じて適切な授業科目を学習者（生徒）の日本語能力に応じて体系的に設置する。 ※ 留学、就労、生活の各分野において、本指針で示す事項に基づき、「日本語教育の参照枠」を参照しながら、教育課程の編成に当たる。
5 分野ごとの教育課程編成について 5－1 分野ごとの教育内容	教育課程の編成に当たっては、認定基準に定められた「留学のための課程」「就労のための課程」「生活のための課程」の各日本語教育課程の教育目的を踏まえるとともに、「日本語教育の参照枠」の理念や内容について理解を深めることが必要である。認定日本語教育機関の教育課程においては、学習者（生徒）個人の属性としての分野の重なりとは別に、各日本語教育課程が目的とする日本語能力の、特に「場面、相手、話題による言語活動」に焦点を当てており、具体的な言語活動の内容は留学、就労、生活の分野ごとに異なるという考えに立脚している。教育課程としての到達目標や学習内容は必然的に分野の違いが示されたものとなり、各機関には、各分野の特性等を踏まえた教育内容を工夫することが求められる。 ただし、異なる分野に関する教育内容を取り上げることが排除したり、極端に教育内容を制限したりすることを目指すのではなく、各機関における教育内容の特色として、他の分野に関する教育内容を盛り込むことを妨げない。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
(1) 教育課程編成の考え方	留学分野においては、大学や専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）で教育を受けるための日本語能力を身に付けたり、我が国での就労を希望するのに必要となる日本語能力を身に付けたり、又は自己研さんとして日本語能力を向上させたりするなど多様で幅広い目的を踏まえ、学習者（生徒）の目標や進路目的に沿った教育内容を行うことを目的とする。 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特色に照らし、当該教育課程において主に対象とする学習者（生徒）の学習目的や特性等を踏まえた、適切な教育内容、特に、学習者（生徒）が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。	就労分野においては、我が国での就労、又は就労を希望するために求められる、業種、職種ごとに異なる日本語能力を身に付けることに加え、業務遂行のための課題達成に必要な日本語能力や、就労を通じた自己実現のためのキャリアプランに必要な日本語能力を意識し、自律的に日本語学習を続けることができる能力を育成していくことを目的とする。 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、特定の業種、職種における指導実績等に照らしつつ、企業、雇用主等の職場や産業界のニーズ、当該教育課程の対象とする学習者（生徒）の学習目的やニーズ、特性、また、就労探索、希望する業種や職種への送り出し、就労継続、キャリアチェンジ等の段階における特性への視点、日本語を使用して国・地域を超えて活躍するグローバル人材の育成への視点も取り入れながら、必要となる日本語能力の向上を目指し、適切かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施する。	生活分野においては、地域社会で自立した生活を送るための日本語能力を身に付けることに加え、生涯を通じて日本語を学び、学習を自ら管理する力を身に付け、教育課程修了後も自律的に日本語学習を続けることのできる能力を育成していくことを目的とする。 教育課程の編成に当たっては、各機関の教育理念や教育目標、実施する地域の実情に照らし、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示されている以下の目標を踏まえる。 日本語を使って以下の事柄ができるようにすることを目標とする。 ・健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること ・自立した生活を送ることができるようにすること ・相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること ・文化的な生活を送ることができるようにすること

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5－2 留学分野	5－3 就労分野	5－4 生活分野
	単に知識を増やすことや試験に合格することを目標にするのではなく、大学等における専門教育への移行を目的とした教育内容を設定する教育課程や、企業への就職を目指す教育課程の場合は、特に、学習者（生徒）が目的とする進路への円滑な接続を目指すために必要となる言語的な知識や技能に加え、学習者（生徒）が自ら、自分を取り巻く社会や学術的な話題に関心を持ち、情報の適切な取捨選択や、多角的な視点で考え発信することなど、進路先で主に求められる日本語能力を到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。		
	教養や自己研さんを目的とした教育課程も含め、各教育課程における設置目的にかかわらず、日本語を使って様々な課題を解決する能力や、自律的に学習する能力の促進について到達目標、学習目標、学習内容に盛り込む。		
	社会的存在としての学習者（生徒）が協働的に学習する姿勢の醸成についても、当該教育課程の目的に応じて盛り込む。		
	教育課程の名称は、学習者（生徒）等が日本語教育機関の選択の際に、教育に関する情報が確認できるよう、必ず主たる目的と修業期間を端的に示した名称とする。その上で、より明確に伝わる工夫を加えた名称にすることができる。		

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5－2 留学分野	5－3 就労分野	5－4 生活分野
(2) 教育課程の到達目標・到達レベル	当該教育課程を通して目標とする到達目標と到達レベルを設定する。 教育課程の到達目標は、別表中の「留学分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、具体的な言語能力記述文（以下「Can do」という。）で設定する	教育課程の到達目標は、別表「就労分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」のほか、「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」「就労場面における日本語能力：参照表」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）、企業等のニーズを踏まえ Can do で設定する。	教育課程の到達目標は別表「生活分野における言語活動ごとの目標」に加え、「日本語教育の参照枠」の「全体的な尺度」、及び「言語能力別の熟達度」を参照し、各機関における理念、教育目標や特色、主たる対象である学習者（生徒）の背景や特性（母語、日本語の学習経験等）を踏まえ、Can do で設定する。
	その際、これらで示されている Can do を選択するほか、必要に応じて、Can do の一部修正や新たな作成ができる。	適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can do の一部修正や新たな作成ができる。	適切な到達目標を選ぶことが難しい場合は、必要に応じて、Can do の一部修正や新たな作成ができる。
	到達目標は、教育課程修了時に学習者（生徒）が身に付けることが望まれる日本語能力を含め設定する。		

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	当該教育課程が目標とする到達レベルは、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれの到達レベル、教育課程の設置目的や主たる対象となる学習者（生徒）の背景等を勘案し、総合的に設定する。なお、五つの言語活動それぞれの到達レベルは、当該教育課程の目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合には、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定することを妨げない。	当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程の開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）全てにおいてB1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。	当該教育課程が主に対象とする学習者（生徒）のレベルに応じて当該教育課程開始時点のレベルを設定した上で、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）それぞれにおいて、B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程を一つ以上置く。
		認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。 ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。	認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）が、認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程で、目的等を踏まえ合理的であると判断できる場合は、各言語活動の到達レベルが同一でなく、異なるレベルを設定して実施することを妨げない（特定の言語活動を行わないことを含む。）。 ※ ただし、ごく一部の言語活動で設定した到達レベルと他の言語活動の到達レベルが大きく異なる場合や、当該教育課程の一部のレベルに限定して教育を実施する場合に、到達レベルの示し方が不適切にならないよう留意しなければならない。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
(3) 修業期間・学習時間	留学分野においては、目的と教育効果を考慮し、一定の期間、長期的かつ継続的な学習が可能であることを前提とする。	修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて認定を受けた教育課程の修業期間の一部で構成される教育課程を履修することができる。	修業期間は、設置する各教育課程の目的に照らし適切に定める。認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）は目的や目標とする日本語能力に応じて、修業期間の一部を履修することができる。
	主たる対象者の背景や出身国・地域、多様な特性（漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするか、学習目的、学習歴、目標とする進路等）、想定する入学当初の日本語レベルを明確にし、具体的にどのような日本語能力を身に付けるかを踏まえ、当該教育課程が目標とするレベルに到達するために適切かつ必要な修業期間を設定し、十分な学習時間を確保する。		
	目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数（原則、1年にわたり 760 単位時間以上）を維持した上で、別表を参照しつつ、週ごと月ごと等の偏りがないよう留意しながら適切に設定する。	目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。	目標レベルに到達するために必要となる学習時間は、認定基準上の授業時数を維持した上で、別表を参照しつつ、適切に設定する。ただし、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の修業期間及び授業科目の一部を履修する教育課程の場合は、学習者（生徒）の目的や日本語能力に応じて適切に定める。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	学習時間は、修業期間内に最低必要な時間を確保して教育課程を編成するのではなく、進学先での授業、講義、就職する企業での業務に十分対応できること等、先に設定した到達レベル、到達目標を踏まえ、必要かつ適切な学習時間を設定する。		
	漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。	漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。	漢字を含む文字指導については、漢字圏・非漢字圏いずれの言語を第一言語とするかを含め、学習者（生徒）の背景や年齢、習得の状況などを踏まえて、効果的な学習となるよう適切な学習時間を確保する。
(4) レベル設定及び学期（留学） レベル設定（就労・生活）	教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。	教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。	教育内容の実施に当たっては、一定の期間ごとに学習成果の評価の機会を設ける。
	日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、適切な学習期間・学習時間で区切り、レベルを設定する。	日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間、学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。	日本語能力の向上を定期的に評価するため、当該教育課程の設置目的と到達目標を踏まえ、修業期間と総学習時間を、一定の学習期間・学習時間で適切に区切り、レベルを設定する。
		※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。	※ 当該教育課程の修業期間を通して学習することを前提とした場合に加え、認定基準第 23 条に基づき、個々の学習者（生徒）が認定を受けた教育課程の修業期間の一部を履修する教育課程の場合も、その期間に見合った区切りを適切に設ける。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、 一定 の期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。	一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。	一つの区切りを定める際は、当該教育課程の修業期間や総学習時間を勘案し、期間における週数、到達レベルや到達目標、教育内容、1週当たりの授業時数、学習成果の評価を行う時期を設定する。
	レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。	レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。	レベル設定の際は、レベルの名称は問わないが、「日本語教育の参照枠」のレベル設定に対応させながら設定する。
	レベルの設定に当たっては、機関が設定した学期とレベルを連動させて設定することもできる。		
	必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。	必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。	必要な学習時間、当該教育課程におけるレベルの設定、学習成果の評価や内容を明確に示し、体系性を担保する。
	留学分野においては、進学や就労の開始時期を踏まえて設けられた終期と、目標とする到達レベルに達する時期とがずれないように留意する。	「日本語教育の参照枠」の習得レベル基礎段階の言語使用者となるA1レベル相当の修了後、A2レベル相当の習得や、自立した言語使用者としてのレベルであるB1レベル 相当以上の学びにつながる設定の在り方を検討し、学習者（生徒）の多様なニーズに対応する。	
(5) 学習内容	当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。	当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。	当該教育課程においては、主に対象とする学習者（生徒）が求められる日本語能力や言語活動とⅰ～ⅲを踏まえ、学習内容、主な手法を計画し、実施する。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	i) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。	i) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。	i) 日本語能力【必須】 ・当該教育課程全体の中で、「日本語教育の参照枠」で示す五つの言語活動（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り、発表）」「書くこと」）を盛り込む。 ・言語活動を行う上でのコミュニケーション言語方略の重要性を認識し、言語知識の定着にとどまらず、言語の運用能力、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力についても学ぶことができる活動を行う。 ・異文化間能力のほか、日本語学習などに関する意欲、自律的に学習する能力などについても学習目標として定めることが望ましい。
	ii) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。	ii) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。	ii) 学習を自ら管理する能力【必須】 学習者（生徒）が、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てたり、学習計画を自分に合った方法で管理したり、調整したりすることができるようになることを目指す。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	iii) 推奨される学習内容 ・社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。例えば、地域の人々を始めとする多様な他者との交流、機関内外を問わず様々な体験の機会を通して、社会について理解を深め、地域社会との関わりを意識し、社会に参加する意欲、姿勢を醸成する機会や時間を設定することが望ましい。 ・当該教育課程の目的や到達目標に照らして、一授業科目として設定するほか、一部の期間・時間で行うものとして扱う場合があるが、実施に当たっては目的、目標、実施方法、評価方法等についてあらかじめ、当該教育課程の教育内容として計画する。	iii) 推奨する学習内容 ・就労場面における社会・文化的情報：就労慣行やビジネスマナーなど ・交流・体験活動：職場見学や職業体験、異業種交流など ・総合学習：業界研究、企画についてのプレゼンテーションなど	iii) 推奨する学習内容 社会・文化的情報、交流・体験活動、総合学習の要素を学習内容として盛り込む。例えば、地域の方々との交流、地域イベントなどへの参加、公立図書館等の公共施設の利用や、情報・メディアリテラシーに関すること、公共サービス、民間サービスの利用、防災や健康維持に関すること等に加え、地域が抱える課題などについて考える活動などを盛り込むことが考えられる。
(6) 授業科目	教育課程の編成に当たっては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。	教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえて授業科目を定める。	教育課程の編成においては、当該教育課程の到達レベル、到達目標、扱う学習内容を踏まえ授業科目を定める。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。その際、「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、当該教育課程の目的や目標とする日本語能力に応じて、複数の言語活動を組み合わせた言語活動統合型の授業科目を設置することが望ましい。	B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の授業科目の設置についても考慮する。 ※ 認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。	B1以上の日本語能力を身に付けることができる教育課程においては、「日本語教育の参照枠」で示している五つの言語活動を扱う授業科目を設置する。「聴解」や「会話」などの個別の言語活動を扱う授業科目だけでなく、複数の言語活動を扱う言語活動統合型の授業科目の設置についても考慮する。 ※ 認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じた教育課程を編成する場合、特定の言語活動を扱う授業科目を設置する場合もある。
	分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。	分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。	分野の特性や学習ニーズを踏まえ、必要に応じて、五つの言語活動以外に必要な授業科目を設定することもできる。その際、当該授業科目の目的を明らかにすると同時に、収容定員等、定められた基準の範囲内で実施する。
	授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時及び学期開始時と、さらに必要に応じて、学習者（生徒）に説明し共有する。	授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。	授業科目ごとに、当該教育課程における一授業科目の全体としての到達目標、学習時間を定め、設定した一定の期間におけるレベルごとの学習目標と学習内容、学習成果の評価方法、使用教材を定める。教育課程開始時等、必要に応じて学習者（生徒）に対し共有する。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は Can do で設定する。	各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は Can do で設定する。	各授業科目の到達目標、一定の期間・レベルごとの学習目標は Can do で設定する。
(7) 教材等	学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成する。	学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。	学習目標、学習成果の評価、学習内容に合致した教材を主教材、あるいは副教材として適宜選定、作成するものとする。
	各教育課程の目的と学習目標に応じて、専門書や時事に関するテーマを扱ったニュースや新聞等を、著作権法を踏まえた上で可能な限り教材として使用した学習活動を実施する。また、教育内容に関連のある様々な分野の人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。	各教育課程の目的と学習目標に応じて、業務マニュアルや操作マニュアル、作業の手順書等の業務に関する資料を教材として使用すること、適当なレベルで場面に応じた関連キーワードを盛り込むこと、企業の担当者や技術者などの人材（リソースパーソン）を活用した学習活動を実施すること等を推奨する。	各教育課程の目的と学習目標に応じて、地域の自治体などが発行する広報誌や防災マップや防災アラート、各種申請書、問診票などを活用して学習活動を設計すること、行政担当者や自治体、町内会の役員などの人材（リソースパーソン）を活用する学習活動を実施すること等を推奨する。
	一つの教材を複数のレベルや複数の授業科目にまたがって横断的に使用する場合も、授業科目別の目標、学習内容に照らして適切に使い分けられるよう、使用予定の箇所をあらかじめ明確にする。		
	市販教材や独自に作成した教材を使用する際は、著作権を侵害することのないように注意する。	市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。	市販教材、独自に作成した教材を使用する際は著作権を侵害することのないように注意する。
(8) 学習成果の評価	各教育課程においては、 到達目標 、学習目標の設定から学習成果の評価方法、 評価項目 や 評価基準 、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。	各教育課程においては、 到達目標 、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。	各教育課程においては、学習目標の設定から学習成果の評価方法、学習活動の設計まで一貫した方針のもとに編成する。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
	学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。	学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。	学習成果の評価はあらかじめ定めた一定の期間やレベルの区切りにおいて、授業科目ごとに行うとともに、期間内においても、単元等ごとの評価も必要に応じて、適切に計画された頻度で行う。
	評価方法は、単元ごとのテストや定期試験に限定せず、必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的评价を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。	必要に応じて、パフォーマンス評価、自己評価、他者評価、成果物提出など、形成的評価、総括的评价を授業の目的と照らして適切に組み合わせて、必要な評価ツールを用いる。また、評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。	日本語教師や学習支援者、学習者（生徒）のまわりの人々などによる形成的なフィードバックや自身の学習を管理、調整する能力を育成するための振り返り活動等を重視し、多様な方法を組み合わせた評価活動を学習活動として実施する。評価活動そのものを学習活動に組み入れるようにし、実施の際は学習者（生徒）と評価基準を共有する。
	学習内容の習得度を測る到達度テストだけでなく、学習者（生徒）のある時点での日本語能力を測る熟達度テストも必要に応じて組み込む。その際、実施の目的や時期、結果の活用方法等をあらかじめ設定し、計画的に実施することが求められる。		
	各教育課程において、前述した留学分野の特性等を踏まえた日本語能力の向上のほか、論理的思考力、円滑な人間関係を構築していくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて目標に組み込んでいる場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。	就労を通しての自己実現について考えるなどのキャリア教育の視点、円滑に就労を進めていくための異文化間能力、日本語学習に関する意欲、自律的に学習する能力などについて学習目標として設定している場合は、多様な評価方法を組み合わせて、適切な評価活動を実施する。	

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5－2 留学分野	5－3 就労分野	5－4 生活分野
	設定した評価の内容、基準等については、事前に教員や学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。	設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。	設定した評価の内容、基準等については、事前に教員・学習者（生徒）と共有することとし、学習成果の評価として到達度の確認、学習状況の振り返り、授業科目ごとの学習目標の再設定などの学習活動を実施する。
	※ 日本語学習に当たっては、自立した言語使用者として生涯にわたり日本語を学んでいくための自律的な学習の能力の醸成を目指すことも望まれる。そこで、学習を自ら管理する能力の向上を目指す学習活動を組み込むようにし、チェックリストを用いた自己評価、学習目標の設定等、自分に必要な日本語能力を具体的に意識し、学習計画を立てるようにすることや、学習の振り返りやポートフォリオ作成等を通して、学習計画を自分に合った方法で管理したり調整したりすることができるようになることを目標とする学習活動を、各教育課程の各レベルにおいて適切な時間を配分した上で実施する。		特段の事情がある場合を除き、外部の大規模試験を利用した日本語能力評価を求めない。
	※ レベルの到達や教育課程の修了等に求められる成績の判定についても透明性が求められる。各機関においては、教育課程における様々な学習成果の評価の内容と成績の判定との関連性、成績の判定の際の評価の方法や評価基準について適切に定めるとともに、それらが学習者（生徒）に明確に示されていることが求められる。		

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

は一致している部分

	5-2 留学分野	5-3 就労分野	5-4 生活分野
(9) 教育課程の修了要件	教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、最低授業時数以上の履修状況、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。	教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。	教育課程の修了については、各授業科目についての学習成果の評価を含む当該教育課程で定めた到達目標の達成度、また、認定基準第 23 条に基づき認定を受けた教育課程の一部で個別ニーズに応じて編成された教育課程の場合についても、個々の学習者（生徒）の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修状況や目標の達成度、出席率等を勘案した一定の基準による修了要件を適切に設ける。
	また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。	また、当該教育課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。	また、当該課程の開始時に修了要件を学習者（生徒）に伝える。

認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（分野別比較）

6	言語活動ごとの目標	3 分野共通		
		別表は言語活動ごとに、レベル、目安となる学習時間、レベル別の目標を示したものである。		
		認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針（別表）		
		学習時間は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月29日文化審議会国語分科会）で示された学習時間の考え方を踏まえ、目安として以下を示す。	到達レベル	想定学習時間（単位時間：45分/単位）
～ A1	100～150時間（134～200単位時間）程度			
A1 ～ A2	100～150時間（134～200単位時間）程度			
A2 ～ B1	150～220時間（200～294単位時間）程度			
B1 ～ B2	350～550時間（467～734単位時間）程度			
		B2 ～ C1	350～550時間（467～734単位時間）程度	
		各分野における言語活動ごとの目標は、言語能力に関して、「日本語教育の参照枠」で示されている「言語活動別の熟達度」、「活動 Can do」、各分野における事例を参考に、分野の特性を踏まえて記述されたものである。		

参考	資料	日本語教育課程の編成に当たっては、以下の資料を確認する。		
		「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）		
		「「日本語教育の参照枠」の活用ための手引」（令和4年2月18日文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ）		
	その他の Can do 表	「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業		
		就労 Can do（厚生労働省）		生活 Can do（文化審議会国語分科会）
	授業の方法	オンライン（同時かつ双方向）で教室等以外の場所で行うことが可能（当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時間数の四分の三まで）		